



クーリングシェルターに官民合わせて72施設を指定

「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」により、今年度から極端な高温の発生時に暑さをしのぐ施設として指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を市町村長が指定できるようになりました。

これを受け、本市の第一弾として、公募による民間施設12施設、公共施設60施設をクーリングシェルターとして指定しました。

記

1. 指定施設（別紙「指定施設一覧」参照）

民間施設：商業施設、ホテル、金融機関12施設

※クーリングシェルターとは：

冷房設備を有し、高温時に市民が休息できる場所として開放できる市町村が指定した施設（公共・民間施設）。

公共施設：協働センター、図書館など60施設

※今後も民間施設の公募及び公共施設の指定は継続し、新たに指定した施設は順次市ホームページ等で公表します。

2. 指定施設の運用

指定施設は以下の取組を行います。

- ① 暑さをしのぐため、開放時間内での市民の受け入れ
- ② 施設の見やすい場所へのステッカー又はのぼり旗の示
- ③ 休憩用の椅子、ソファ等の準備

3. 詳細

詳細は、浜松市ホームページをご確認ください。

[浜松市公式サイト](#)→[手続き・暮らし](#)→[環境](#)→[地球温暖化対策](#)

4. お問い合わせ先

浜松市カーボンニュートラル推進事業本部

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

電話：053-457-2502 FAX：050-3730-8104

E-mail：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp



浜松市

ステッカーデザイン

